長崎市よかまちづくり基本条例

逐条解説

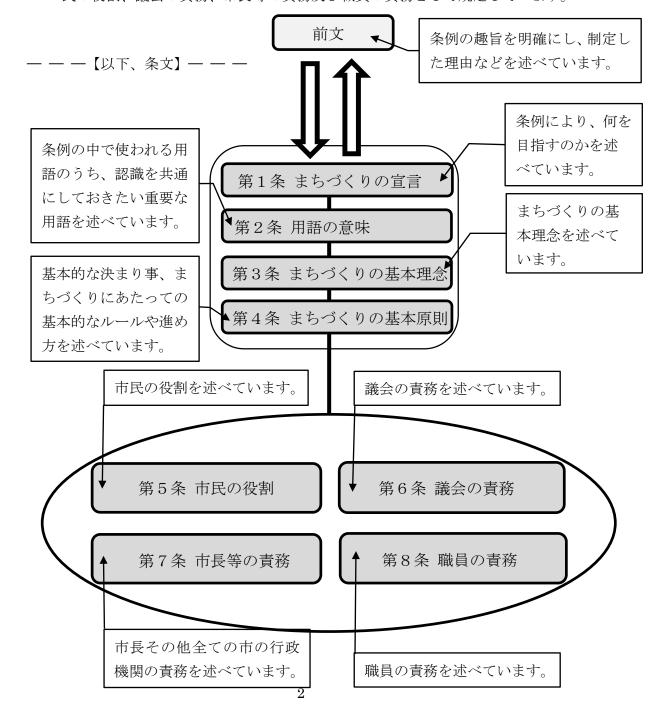
目 次

1	条例	構成		2
2	条何	名称		3
3	前文	-		3
4	条文	<u>.</u>		8
(1)	第1条	まちづくりの宣言	8
(2)	第2条	用語の意味	9
(3)	第3条	まちづくりの基本理念1	2
(4)	第4条	まちづくりの基本原則1	.3
(5)	第5条	市民の役割	5
(6)	第6条	議会の責務1	7
(7)	第7条	市長等の責務	.8
(8)	第8条	職員の責務2	20

1 条例構成

この条例は、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を 実現するために、様々なまちづくりの担い手による活動を後押し、活動が広がるよ う、まちづくりの基本的な考え方やルール、まちづくりのさまざまな担い手の役割 分担等を定める条例です。より多くの市民の皆さんにとって分かりやすい全8条か ら成るシンプルな構成とし、読みやすいように「です・ます」調の口語体にしてい ます。

まちづくりの基本的な考え方やルールとして、第3条"まちづくりの基本理念"及び第4条"まちづくりの基本原則"を定め、これらを受けて、あらゆるまちづくりの担い手が、「自分が或いは自分たちができる範囲でできることに取り組む」気持ちで、「長崎のまちをみんなでつくる」「自分たちのまちは自分たちでよくする」にあたって、それぞれが果たすべき役割や責務を、第5条から第8条において、市民の役割、議会の責務、市長等の責務及び職員の責務として規定しています。



条例名称 2

長崎市よかまちづくり基本条例

ア 趣旨

条例の名称については、市民の皆さんの分かりやすさを考慮し、また、親しみや すいものとなるよう方言を使ったネーミングとしたものです。

この条例で表現する「よか」とは、長崎地方の方言における「よろしい。良い。」 という意味を使って表現しています。

前文 3

前文

第1段落

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきま した。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真 こ自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や 市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

第2段落

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、 多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者た ちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によって復興した経験を持つこと 第3段落から、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちで

第4段落

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒 豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社 や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世 界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し」に代表される 祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市 民の財産となっています。

第5段落

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、 世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・ 蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

第6段落

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・ 高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換 期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、

「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたくなるおも てなしに溢れた魅力あるまち」、

第7段落

ての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、

「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」 であることを目指します。

第8段落

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手 の である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを 進めていきます。

ア 趣旨

この条例は、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を 実現するため、まちづくりの基本的なルールやあらゆるまちづくりの担い手の役割 分担等を宣言するもので、まちづくりの取組みにおいて、基本に据えるべき大切な 条例であると考えています。

前文とは、一般的に、制定趣旨や理念等を、条文に前もって表すために置かれる 文章で、条例の各条項を考える手引きとして機能するものとされています。

この条例の前文は、「長崎市よかまちづくり基本条例」の制定趣旨を明らかにする ため、次の

(第1段落) 条例制定の宣言

(第2段落) 世界との交流の歴史

(第3段落) 「核兵器の廃絶」、「世界恒久平和」の希求

(第4段落) 未来を担う子どもたちに引き継ぐべき財産

(第5段落) まちの自然や食文化

(第6段落) 社会状況の変化

(第7段落) 将来のまちに求める姿

(第8段落) 参画と協働によるまちづくりの推進 【条例の趣旨】

で構成し、本市の歴史、伝統や文化及び社会状況の変化を踏まえ、

第7段落において、

(1) まちづくりの担い手である市民、議会及び行政などを含む私たちが、将来 のまちに求める姿を目指すこと

第8段落において、条例の趣旨である

(2) 「市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手が、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくり」を推進していくこと

を宣言的に規定しています。

なお、

- ・社会的背景が条例制定のきっかけであり、条例の趣旨と密接に関係している
- ・将来、次世代のひとに制定時における条例の考え方を理解してもらう必要がある ことから、条例制定時の現状や社会的背景を含んだ構成としています。

イ 条文中の語句の解説

① 「どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」」

前文の第6段落で述べる、地域の課題やニーズの多様化・複雑化、人口減少 や少子化・高齢化の進行による地域のつながりの希薄化といった社会状況の変 化などが生じています。

将来における時代のどんな変化に対しても、市民の皆さんの自主性と自立性を尊重しながら、自助、共助、公助によりお互いに支え合っていけるまちとなるよう、みんなが、条例の趣旨である「長崎のまちをみんなでつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」を共有し、人と人、人とまち、まちとまちのつながりがあるまちとして、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手みんなが、参画し協働して対応できるまちを表しています。

② 「和・華・蘭の文化」

日本で唯一、鎖国時代に西洋に開かれた出島があるなど、和(日本)、華(中国)、蘭(オランダ、ポルトガルなどの西洋)との交流の中で育まれてきた長崎独自の文化をいいます。

③ 「地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状」

公平性や平等性を原則として、財政面でも強い制約がかせられている画一的な行政対応や支援では、多様化、複雑化する市民ニーズや地域の課題への的確な対応が、難しくなりつつある現状にあります。

④ 「人口減少や少子化・高齢化が進行」

平成22年と平成27年の国勢調査の人口を比較した増減率では、中核市45市の中で4番目に人口減少率が高く、国立社会保障・人口問題研究所の推計による人口推移は、平成52年の人口が約33万1,000人で、平成27年国勢調査の人口約43万人と比較すると、9万9,000人、23.1%の減となることが予想されています。また、65歳以上の人口割合が、平成52年には40%にまで増加するなど、少子化、高齢化が引き続き進行することが予想されています。

⑤ 「私たち」

この条例では、「私たち」という主語は、「まちづくりの担い手」全てを意味 しています。

まちづくりの担い手とは、次のとおりです。

- ○市民 ・住民
 - ・長崎市に通勤、通学している人
 - ・個人でまたは法人・団体・学校・行政等に所属して、市内で活動 している人
 - ・市外に居住していても長崎市へ納税している人 など

○議会

○行政 など

条例の趣旨を「私たち」が「宣言」するスタイルにしています。

また、みんなが分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「ですます」調を用いて表現しています。

⑥ 「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れた くなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」

私たちは、豊かな自然や歴史と文化を、大切に守り育むことにより、長崎固有の独自性がさらに深まると考えています。

このようなまちの個性を活かし発展し、日本の人々や世界の人々、また次世代の人々に伝えることにより、様々な交流がある誰もが訪れたくなるおもてなしに溢れた魅力あるまちに向かっていくと考え、このような想いが込めたまちを表現しています。

⑦ 「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするま ち」

安全に安心して暮らせるまちは、みんなの願いです。

人口減少や少子化・高齢化により、地域のつながりが希薄化しつつあると言われていますが、昔から言われるように、子どもから高齢者まで世代を問わず誰もが、大人も、子どもも、お隣の方々を思う気持ちは大切です。

この気持ちの一つひとつが合わさって、思いやりのある心が溢れる心豊かな、 みんなにやさしいまちにつながります。

時代が変わっても、これからのまちも、人と人の絆を大切に思い、人と人がつながり、人と地域がつながり、地域と地域がつながり、みんながつながり合い、お互いに支えあい助け合うことで、輪が広がり、安全・安心に暮らせる住みよいまちに向かっていくと考え、このような想いが込められたまちを表現しています。

⑧ 「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるま ち」

長崎市では、長崎市市民平和憲章(※1)を定め、長崎市民が、日本国憲法に 掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、 世界平和実現のために努力することを誓っています。

この憲章が掲げる理念を尊重し、理念の達成へ向けた平和施策を真摯に実践していくまちを表現しています。

⑨ 「それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます」

まちづくりには、専門的な経験や知識等を、必ずしも必要とするわけではありません。例えば、一人暮らしのお年寄りに、隣近所の方々が普段から声をかけるなど、地域で見守り支え合うといった身近なことが、みんなでつくるまちづくりにつながっていくものと考えています。

あらゆるまちづくりの担い手みんなが、条例の趣旨である「長崎のまちをみんなでつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」を共有し、それぞれができる範囲でできることを、それぞれの強みを出し合い、助け合ったり、補い合ったりすることにより、参画と協働のまちづくりに取り組むことを表現しています。

ウ参考

※1 長崎市民平和憲章

私たちのまち長崎は、古くから海外文化の窓口として発展し、諸外国との交流 を通じて豊かな文化をはぐくんできました。

第二次世界大戦の末期、昭和20年(1945年)8月9日、長崎は原子爆弾によって大きな被害を受けました。私たちは、過去の戦争を深く反省し、原爆被爆の悲惨さと、今なお続く被爆者の苦しみを忘れることなく、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たち長崎市民は、日本国憲法に掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、長崎市制施行百周年に当たり、ここに長崎市民平和憲章を定めます。

- 1. 私たちは、お互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくりに努めます。
- 1. 私たちは、次代を担う子供たちに、戦争の恐ろしさを原爆被爆の体験と ともに語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1. 私たちは、国際文化都市として世界の人々との交流を深めながら、国連並びに世界の各都市と連帯して人類の繁栄と福祉の向上に努めます。
- 1. 私たちは、核兵器をつくらず、持たず、持ちこませずの非核三原則を守り、国に対してもこの原則の厳守を求め、世界の平和・軍縮の推進に努めます。
- 1. 私たちは、原爆被爆都市の使命として、核兵器の脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器の廃絶に努めます。

私たち長崎市民は、この憲章の理念達成のため平和施策を実践することを決意し、これを国の内外に向けて宣言します。

4 条文

(1) 第1条 まちづくりの宣言

(まちづくりの宣言)

第1条 <u>私たち</u>は、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げる ことにより、<u>どのような時代の変化にも対応</u>でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らし いまちづくりを進めます。

ア 趣旨

この条文では、市民、議会及び行政など、あらゆる「まちづくりの担い手」が、「長崎のまちをみんなでつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを共有し、自らの意思で、参画と協働による長崎らしいまちづくりに取り組むことを規定しています。

市民、議会及び行政など「あらゆるまちづくりの担い手」である「私たち」が、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、「まちづくりを進めます。」と宣言するスタイルにより、「まちづくりの宣言」を行っています。

イ 条文中の語句の解説

- ① 「私たち」 前文における、イ 条文中の語句の解説 ⑤ (P.5) と同様です。
- ② 「どのような時代の変化にも対応」 前文における、イ 条文中の語句の解説 ① (P.5) と同様です。

(2) 第2条 用語の意味

(用語の意味)

- 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。
 - (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
 - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
 - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体 をいいます。
 - エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために 活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
 - オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
 - カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している 個人、法人、団体をいいます。
 - (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
 - (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
 - (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
 - (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
 - (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互い に協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

ア 趣旨

この条例の中で使われる用語のうち、その意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が 生じないよう認識を共有するため、かつ、この条例を適切に解釈し運用していくた め、明確にしておかなければならない用語の意味を規定しています。

イ 内容の説明

この用語の意味は、この条例で使用する用語を定義したものです。

法体系上、長崎市において制定されるどの条例も規範としての効力は同一であり、 条例の位置付けは平等であるため、第2条で定義する用語の意味は、他の条例、規 則等に効力を及ぼすものではありません。

○ 第1号 (市民)

この条例は、あらゆるまちづくりの担い手に、条例の趣旨を共有してもらうためのものであることから、この条例における「市民」の範囲は、まちの営みに関わっているひとは、住民の方だけでなく、長崎市に通勤・通学している人、個人または法人・団体・学校・行政等に所属して、市内で活動している人、市外に居住していても長崎市へ納税している人を含め、まちを構成する様々なひと、まちに関わる方を、広く「市民」と定義しています。

これらのすべてが、まちづくりにおいて、互いに関わっており、その存在は、 現在及びこれからのまちの成り立ちには必要不可欠な存在であるため、「市民」 の用語の意味を、次のように考えています。

ア住民

この条例で定める「住民」とは、地方自治法第10条第1項(市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。)に準拠しています。

イ 通勤・通学する人

「住民」が指し示す範囲に関わらず、長崎市の区域内に在地する企業や学校等に所属し、仕事や学業に係る活動を同区域内で行う人を定めています。

ウ地域団体

長崎市の区域内の各地域において、地縁に基づいて構成された団体等で、 公益的活動を行う、次のような組織を定めています。

自治会、老人会、婦人会、こども会、PTA、まちづくり協議会等

工 市民活動団体等

長崎市の区域内において、共通する目的などを実現するために居住する 区域内外から集まり、広範囲で公益的活動を行う、次のような組織等を定 めています。

ボランティア、NPO団体等

才 事業者

長崎市の区域内で、事業を営む個人や団体を定めています。

カ納税者

長崎市に住所を有しない個人、法人、団体のうち、市内に有する土地や建物の固定資産税等の納税義務を有している個人、法人、団体などを言います。 納税を通じて、長崎市のまちづくりに関わっていることから、まちづくりを担う「市民」として考えています。

この条例においては、「市民」として定義する範囲を、次の理由により定めています。

- ① 罰則や強制力のある条例ではありませんが、「市民」としての役割を担う以上、その範囲をはっきりさせる必要があります。
- ② まちづくりに対する「当事者意識」を持つためにも、具体的、例示的に明示し、「市民」であることを認識できるような定義とする必要があります。
- ③ まちづくりの当事者として、直接的にまちづくりに関わる人を想定して定義する必要があります。

「市民」として、まちづくりにおいての役割を担う以上、市民の範囲を一定明確にしなければ、一時的に滞在している人などにも、市民の役割を求めることになり、際限のない規定となるものと考えています。

一方、旅行や観光で長崎ファンになった人や、遠隔地で長崎市を応援したいと 思っている人(県人会、単身赴任者など)などは、「市民」として定義する範囲 に含みませんが、長崎のまちづくりにいろいろな形で関わること、貢献していた だくことを、もちろん否定するものではありません。

○ 第2号(市長等)

地方自治法第138条の4により、「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」とされています。これらの執行機関を「市長等」として包括して表現しています。なお、「執行機関」とは、行政事務を遂行する機関を意味しています。

また、「監査委員」については、合議制ではなく、委員一人ひとりの独任制の ため、委員としての表現をしています。また、「公営企業管理者」とは、長崎市 においては、上下水道局の組織を示します。

○ 第3号(まちづくり)

まちづくりとは、市民にとって、もっとも身近な隣近所から、町内や自治会など市内の各地域、また長崎市全体であったり、人々の様々な集まりの場も含め、様々な場面で、いろいろな分野における、あらゆる担い手により行われる、まちをより良いものにするための「取組み」と考えています。

長崎市に関わる人たちが、まちをより良くするための活動は、第5条(市民の 役割)に示す、次の

- ・「自分でできることは自分で」と表現する「自助」による取組み
- ・「自分たちでできることは自分たちで」と表現する「共助」による取組み を含み、行政が行う「公助」による取組みと併せて、「まちづくり」と考えて います。

○ 第4号(市政)

市政とは、議会と市長等の活動を表すものとして定めています。

○ 第5号(参画)

参画とは、様々な担い手が、それぞれができる範囲で、自らの意思を持って、 まちづくりに参加することとして定めています。

○ 第6号(協働)

協働とは、様々な担い手が、強い信頼関係のもと、それぞれが持つ経験や専門性といった強みを発揮して、協力して活動することとして定めています。

(3) 第3条 まちづくりの基本理念

(まちづくりの基本理念)

- 第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。
 - (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたくなる魅力ある まちづくり
 - (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
 - (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

ア 趣旨

長崎市のまちづくりにおける基本理念を明らかにしています。

将来のまちに求める姿、理想として掲げる「まち」を実現するための根本となる 考え方、まちづくりのあり方を基本理念として定めています。

イ 内容の説明

前文の第7段落においては、私たちが「将来のまちに求める姿」を明らかにし、 理想として掲げる「まち」をめざすことを宣言しています。

この理想のまちをめざし、まちづくりを進めるうえで、基本となる考え方を、第3条において「まちづくりの基本理念」として規定しました。この3つの基本理念は、将来においても変わらないまちの理想像、また、被爆地の使命といった普遍的かつ不可欠なものであることから、その並びに序列はないものと考えています。

ウ 条文中の語句の解説

① 「実相や体験」

「実相」とは、経験を介さない事柄をも含め、「実際のありさま」を示す表現をいいますが、現に存在した事柄で、かつ経験される出来事や存在を、わかりやすく示すため、この条文では、「実相や体験」という表現をしています。

(4) 第4条 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

ア 趣旨

"まちづくりの基本理念"を実現するため、まちづくりにあたっての基本的な決まり事や基本的な進め方を、"まちづくりの基本原則"として規定しています。

イ 内容の説明

この条例における「情報共有」、「参画」、「協働」の順序は、次の各号の順と考えています。

第1号(情報共有の原則)

互いの持つ情報が同じでないと、相手がなぜそのように考え、行動したのかさえわからない場合もあります。情報を、お互いに出し合えば、まちづくりのアイデアが生まれ、お互いの考えへの理解が深まり大切なことであることから、あらゆるまちづくりの担い手が、まちに関心を持ち、まちをよく知ること、そして情報を出し合い情報を共有することを定めたものです。

まちづくりは、もっとも身近な隣近所や自治会等の地域毎に取り組むこともあれば、市全体にまで及ぶこともあることから、まちづくりにおける「情報共有」とは、その取組みに応じて、まちづくりの担い手の間で、行政が伝える情報だけではなく、それぞれが持っている情報を、必要に応じて共有することと考えています。

○ 第2号(参画の原則)

あらゆるまちづくりの担い手が、まちづくりにあたって当事者意識をもって、 それぞれができる範囲でできることに取り組むことにより、自分たちのまちがも っとすてきなまちになると考えています。

これからのまちづくりにおいては、住民、地域団体、市民活動団体、事業者、納税者等の市民の皆さんをはじめ、みんなでまちづくりに取り組むことが、ますます大切になってくると考えられることから、あらゆるまちづくりの担い手みんなが、当事者意識を持って、自らの意思でまちづくりに参加することを定めたものです。

また、議会及び行政などにおいては、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画によるまちづくりの推進に取り組むことを定めたものです。

○ 第3号(協働の原則)

まちづくりに取り組むにあたって、あらゆる担い手とつながり、それぞれの立場を理解し強みを出し合い、助け合ったり、補い合ったりすること、すなわち協働することにより、「一人では解決できない問題を何人かで力を合わせることで解決できた」、「一人でもできるけれども、一緒にやったらもっと大きな成果が生まれた」など、さまざまなプラスの効果があります。

また、一人ひとりや、自治会、市民活動団体、学校、企業など、単独の団体ではできないことを、何人かで力を合わせたり、団体同士で一緒に取り組むことにより、大きなパワーが生まれ、地域の課題解決など、まちづくりが効果的に進められます。

これらのようなことから、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い 手同志が、強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮し協力して、まちづくり に取り組むことを定めたものです。

- ※ なお、"まちづくりの基本原則"に関連しますが、長崎市においては、市政に関して、市民の皆さんが既に利用できる制度や仕組みとして、次のようなものがあります。
 - ·長崎市行政手続条例(平成8年10月1日施行)
 - ·長崎市情報公開条例(平成14年4月1日施行)
 - ・長崎市個人情報保護条例(平成14年4月1日施行)
 - ・住民説明会・意見交換会など
 - パブリック・コメント制度
 - ・附属機関等の公開と公募委員
 - ・住民投票(地方自治法に基づく)

また、「もってこ~い市民力 長崎市協働ハンドブック 2012 年版」(長崎市市 民協働推進室)を作成し、協働による取組みを進めています。

(5) 第5条 市民の役割

(市民の役割)

- 第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、 お互いに情報を出し合い共有します。
- 2 私たち市民は、<u>自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ち</u>で、積極的にまちづくりに参画します。
- 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもいやりをもって、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
- 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みん なでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

ア 趣旨

市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心が けを大切にしながら、情報を出し合い共有し、参画して協働することが、これから のまちづくりにおいて、重要になると考えています。

しかしながら、様々な事情により参加することが困難な方もいらっしゃることから、議会や行政の「責務」に対し、「できる範囲で」という点をより考慮した「市民の役割」として定めています。

第3条に定める"まちづくりの基本理念"及び第4条に定める"まちづくりの基本原則"を受け、共有すべき「情報共有」、「参画」、「協働」を、また、世界との交流により独自の発展を遂げてきた長崎のまちと、この条例の趣旨である「みんなでまちをつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを受け継ぎ、次の世代に引き継ぐ「継承」を、市民の役割として規定しています。

イ 内容の説明

まちづくりの担い手のうち市民を限定し強調した主語を置いて、「私たち市民」 が条例の趣旨を宣言するスタイルにしています。

○ 第1項(情報共有)

まちづくりにおいて、まず、自分のまち、自分たちのまちを知ることを述べ、 身近に接するまちについて、自分が、自分たちがよく知る情報を、様々な担い手 と出し合い、情報を共有することを定めたものです。

○ 第2項(参画)

条例の趣旨である「みんなでまちをつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを持ちながら、自らの意思で当事者意識をもって、自分ができる範囲でできることを、自分たちができる範囲でできることを取り組むことにより、まちづくりを進めることを定めたものです。

○ 第3項(協働)

市民として、まちづくりにあたり、それぞれの立場を理解しおもいやりをもちながら、まちづくりの担い手とつながり、様々な分野、場面で協働することを定めたものです。

○ 第4項(継承)

長崎市は、世界との交流など、多様な時代を積み重ねてきた歴史を有し、まちの各地に、様々な世界との交流により育まれた伝統や文化が受け継がれています。 このように、昔から引き継いできた長崎のまちの独自性と、この条例の趣旨である「みんなでまちをつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを、次の世代、未来を担う子どもたちに継承することを定めたものです。

ウ 条文中の語句の解説

① 「自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ち」

「自分でできることは自分で」は自助を、「自分たちでできることは自分たちで」は共助することを述べたもので、市民の皆さんが、それぞれができる範囲でできることに取り組むことを明らかにしています。

(6) 第6条 議会の責務

(議会の責務)

- ① 第6条 議会は、市政における<u>二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関</u>として、その権能を発揮します。

ア 趣旨

他の自治体で制定されている自治基本条例では、議会の責務を詳しく規定している事例もありますが、長崎市においては、この条例に先行して、長崎市議会基本条例(以下、議会基本条例という。)が既に制定、施行されていることから、議会の責務として、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮することを規定し、その他は議会基本条例を尊重することとしています。

イ 条文中の語句の解説

① 「二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関」 地方自治体は、憲法で市長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶことが 定められおり、この二元代表制が地方自治の原則です。

議会は、条例や予算の審査等を通じて、市政へのチェック機能を発揮するなど、 本市の意思決定を行う議決機関です。

② 「長崎市議会基本条例」

長崎市議会基本条例は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関との関係、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与することを目的として、平成23年5月2日に施行されています。

(7) 第7条 市長等の責務

(市長等の責務)

- 第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に 努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。
- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
- 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
- 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外 の都市等と積極的に連携します。
- 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
- 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

ア 趣旨

この条例において「市長等」とは、市長その他全ての市の行政機関を意味します。 市長等の「責務」として、"まちづくりの基本原則"を受けて、「情報共有」、「参 画」、「協働」によるまちづくりを進めることを、また、法令等により、事務を管理、 執行する広い権限を有していることから、市政運営に係る事務を適正に行い、行政 としての機能を発揮することを規定しています。

イ 内容の説明

○ 第1項(情報共有によるまちづくりの推進)

効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うにあたり、市民意思やまちの 状況等をより把握するため、"まちづくりの基本原則"に示す「情報共有」に基 づき、市民と情報を出し合い共有しながら、まちづくりを推進することを定めた ものです。

○ 第2項(参画と協働によるまちづくりの推進)

市民の皆さんが、「まちをみんなでつくっていく気持ち」を持ちながら、自分ができる範囲でできることを、自分たちができる範囲でできることを行うことで、まちづくりに参画するという条例の趣旨を踏まえ、その自主性と自立性を尊重し、"まちづくりの基本原則"に示す「参画」、「協働」によるまちづくりを推進することを定めたものです。

また、市の施策や事業の立案、執行においては、参画・協働によるまちづくり に取り組んでいくことを定めたものです。

○ 第3項(総合的かつ計画的な市政の運営及び健全な財政運営)

市政を進めるにあたり、市民の意見を適切に反映しながら、将来を見通して、長期的な観点に立って総合的かつ計画的な市政運営を行うこと、及び健全な財政

運営を行うことを定めたものです。

○ 第4項(国及び他の地方自治体との連携)

現代の社会において、市民の皆さんの活動は、当然のことながら一つの地方自治体の枠に留まりません。様々な課題やニーズ等も広域化するなか、行政として対応していく必要があるため、国や県及び市町村など他の自治体と連携していくことを定めたものです。

○ 第5項(国外の都市等との連携)

長崎市は、海外との長い交流の歴史を有しており、昭和30年(1955年)には、 日本で初めての姉妹都市提携をアメリカ合衆国のセントポール市と結ぶなど積 極的に国際交流を行ってきました。また、原爆被爆都市の使命として核兵器の廃 絶や世界恒久平和の実現を求める活動などを行っています。

このようなことから、国連、外国の政府や都市、団体等と連携し、今後も広く 世界に貢献することを定めたものです。

○ 第6項(職員の指揮監督及び育成)

職員が果たすべき責務の重要性から、適切に職員を指揮監督すること及び"まちづくりの基本原則"に示す「参画」、「協働」によるまちづくりを推進する職員を育成することを定めたものです。

○ 第7項(施策等の検証)

この条例の趣旨が、市長等が実施する施策等に反映されているか検証すること を定めたものです。

市の施策や事業の立案、執行等を検証するにあたり、必要に応じ、その手法や 進め方などが、市民の参画を促すものとなっているか、市民との協働により進め られる事業であるかなど、この条例の趣旨が、適切に反映されていることを検証 することが重要であると考えています。

(8) 第8条 職員の責務

(職員の責務)

- 第8条 <u>職員</u>は、<u>全体の奉仕者</u>として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
- 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

ア 趣旨

「職員は全体の奉仕者であること」や「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」を遵守することは、地方公務員法等の規定からも当然ですが、まちづくりを進めるにあたって、職員は、職務の遂行のために、より身近に市民の皆様と接し、主体的にまちづくりに関わることが大切であると考えています。

また、この条例上、職務外においては、職員も市民の一員です。市民の皆様に、まちづくりにおける「市民の役割」を担っていただく以上、職員も一市民としての役割を担うことが必要であり、その際には、自らの経験や専門性といった強みを活かしながら、できる範囲で貢献することが大切と考えています。

このようなことから、職員が、職務の遂行の大切さと、市民としての役割を担う ことを認識するため、「職員の責務」の規定を設けています。

イ 内容の説明

○ 第1項(公正、誠実かつ効率的な職務遂行)

法令、条例、規則等を遵守することを定め、"まちづくりの基本原則"に示す「情報共有」に基づき、市民の皆さんと情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行することを定めたものです。

○ 第2項(参画と協働によるまちづくりの取組み) "まちづくりの基本原則"に沿って、職員が、「参画」、「協働」によるまちづくりに取り組むことを定めたものです。

○ 第3項(まちづくりへの参画)

職員は、この条例において、職員であることと同時に、第2条に定める「市民」であることから、一市民として、また地域の一員として、第5条"市民の役割"を担うこととなります。

加えて、自らの経験と職務等で培う知識や専門性を活かしながら、自分ができる範囲で、まちづくりに取組み、地域に貢献することを定めたものです。

ウ 条文中の語句の解説

① 「職員」

この条例では、職員とは「地方公共団体である長崎市に勤務する者で、副市長等の特別職、その他の一般職」と考えています。

② 「全体の奉仕者」

職員が、全体の奉仕者であることは、次の規定により定められています。

- ・日本国憲法第15条第2項 「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」
- ・地方公務員法第30条(服務の根本基準)

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」